

平成30年12月20日

報道関係各位

第4回南島原市議会定例会に 議案を追加提出

平成30年第4回南島原市議会定例会に別添の議案を追加提出しました。

〔配布資料〕

議案

担当部署	総務部 総務課	担当者	小玉 博邦
直 通	0957-73-6621	E mail	gyousei@city.minamishimabara.lg.jp
詳しくは 			
担当者 連絡先			

平成30年第4回南島原市議会 定例会

(追加議案) 参 考 資 料

○議案の概要〔P1〕

南 島 原 市

平成30年第4回南島原市議会定例会 追加議案

同意第29号 副市長の選任について

*副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、同意を求めるもの。

報告第17号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)

総 務 部
管 財 契 約 課

*地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

同意第29号

副市長の選任について

次の者を南島原市副市長に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

住所

氏名 山口 周一

生年月日

平成30年12月20日提出

南島原市長 松 本 政 博

報告第17号

専決処分の報告について

(損害賠償の額の決定について)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年12月20日提出

南島原市長 松 本 政 博

専決第13号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、
議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成30年12月10日

南島原市長 松 本 政 博

損害賠償の額の決定について

南島原市は、次により損害を賠償するものとする。

1 賠償の理由

平成30年10月31日午前8時56分頃、南島原市南有馬町乙1023番地の南有馬庁舎駐車場内を走行中、周囲の確認不足により、駐車場に駐車するためバックしてきた相手方車両と接触した事故について、損害賠償の額を決定する必要があるもの。

2 賠償の金額

143,658円

3 賠償する相手方